

年 月 日

千葉県知事 （氏 名） 様

所在地（住所）

設立代表者氏名

### 学校法人寄附行為認可申請書

このたび、学校法人〇〇〇〇を設立したいので、私立学校法第30条（※）の規定により、関係書類を添えて寄附行為の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 設立趣意書
- 2 学校法人〇〇〇〇寄附行為
- 3 財産目録（添付様式13）
- 4 寄附申込書（添付様式14）
- 5 設立決議録
- 6 当該学校法人の設置する私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
- 7 不動産の権利の帰属を証明する書類及び不動産以外の重要な財産の権利の帰属についての銀行等の証明書類
- 8 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- 9 設立後2ヶ年の事業計画書（添付様式12）及びこれに伴う収支予算書（添付様式20）
- 10 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類（添付様式16）
- 11 設立代表者の履歴書（写真をはり付けたものに限る）
- 12 役員の就任承諾書（写）（添付様式9）、履歴書（写真をはり付けたものに限る）及び役員が欠格事由に該当しない誓約書（添付様式18）
- 13 役員のうち各役員について親族、その他特殊の関係にある者が1人を超えて含まれていないことを証する書類（添付様式17）
- 14 監事が当該学校法人の理事、職員（学校の教職員を含む）、及び評議員を兼ねていない旨の誓約書（添付様式19）
- 15 学校法人以外の者を設置者として既に学校設置認可を受けている場合は、その学校設置認可書（写）、当該設置者の債務引継書（添付書式15）

〔留意事項〕

- 1 提出時期 設立しようとする年度の前年度の2月末日までとする。
- 2 提出部数 正副各1部（計2部）
- 3 関連手続 学校設置認可申請、学校設置者変更認可申請
- 4 その他
  - (1) 根拠条文（※）は、専修学校・各種学校の設置のみを目的とする法人の場合は、「私立学校法第64条において準用する同法第30条」とすること。
  - (2) 添付書類のうち、第4項については以下のとおりとする。
    - ・地方公共団体からの寄附については、県、市町村議会の議決書（謄本）を添付すること。
    - ・他の法人からの寄附については、当該法人の定款ないしは寄附行為並びに寄附に関する決議録（謄本）を添付すること。
    - ・寄附財産については、寄附者の所有であることを証明する書類（登記事項証明書、預託金証明書等）を添付すること。
  - (3) 添付書類のうち、第7項「不動産の権利の帰属を証明する書類」については、以下のとおりとする。
    - ・所有財産については、登記事項証明書、借用財産については、賃貸借（又は使用貸借）契約書（原則として公正証書）及び登記事項証明書
    - ・売買契約中の土地、建物については売買契約書（写）並びに相手方登記事項証明書
    - ・建築中の建物については、請負契約書（写）並びに確認通知書（写）